

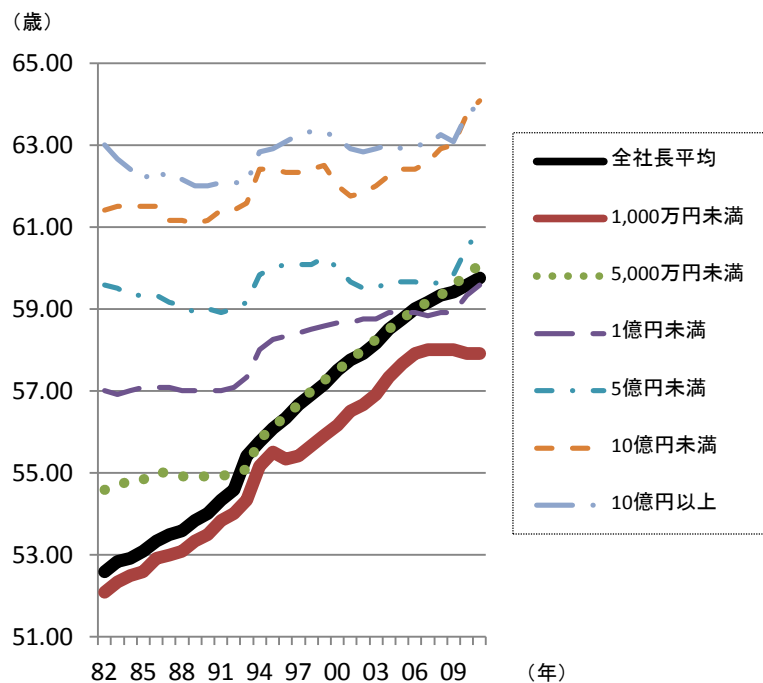
事業承継税制の見直しについて

平成24年11月
経済産業副大臣
近藤 洋介

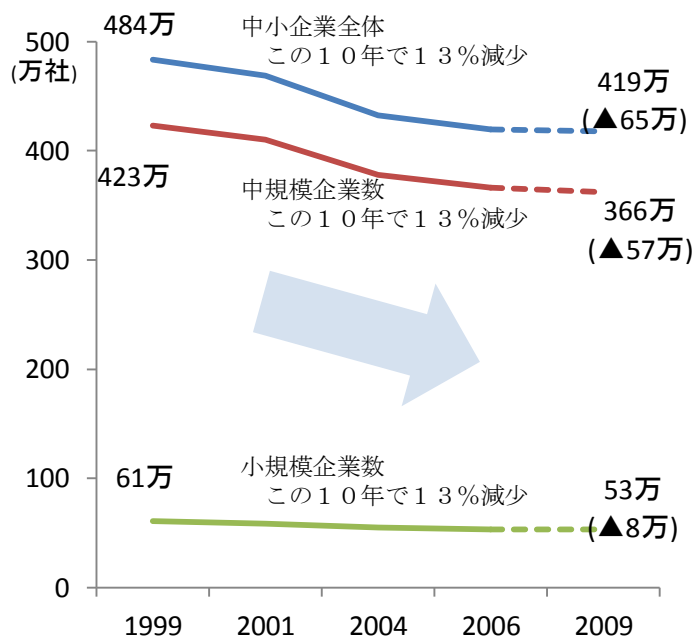
中小企業の事業承継を取り巻く環境

- 中小企業経営者の平均年齢は急ピッチで上昇し、約60歳に達している。
- デフレの継続や急激な円高などを背景に、中小企業数は大きく減少。
- 事業承継税制の利用実績は、平成20年の制度適用開始以来、4年間で549件に留まっている。
- 中小企業経営者が引退期を迎える中、事業承継の円滑化は喫緊の課題。
- 税制抜本改革法で検討事項と位置付けられていることも踏まえ、相続税の見直しとあわせて事業承継税制の抜本的な見直しが必要。

社長の平均年齢(資本金規模別)



企業数の推移



事業承継税制の利用実績

4年間で
 相続税 : 381件
 贈与税 : 168件
 合計 549件

※経営承継法に基づく経産大臣の認定件数
 (平成20年10月~平成24年9月)

事業承継税制に関する中小企業関係者からの要望①

- 中小企業関係者は、事業承継の支障となる相続税の課税強化には慎重な立場。事業承継税制の抜本的な見直しを要望している。
- 本年3月から6月まで開催した「“ちいさな企業”未来会議」でも、各地の中小企業関係者より「事業承継税制は非常に使い勝手が悪いので、抜本的に見直して欲しい」との意見が出された。

日本商工会議所(「『平成25年度税制改正に関する意見』重点項目」より抜粋)

○非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改善を

- ・制度利用を阻害している、納税猶予打切り基準や役員退任要件の緩和等は直ちに措置すべき
- ・制度利用を促進するため、納税猶予割合10割への引上げ、発行議決権株式の総数上限(2/3)の撤廃、農地との制度上の差異の是正、5年経過後の納税猶予額の全額免除等の拡充が必要

○駅前商店街の個人事業主等の事業承継を阻害する相続税の課税強化(基礎控除の引下げ等)は行うべきでない

全国法人会総連合(「『平成25年度税制改正に関する提言』要約」より抜粋)

(1)当面の措置として以下の見直しを求める。

- ①煩雑な手続きの簡素化
- ②5年間の雇用8割維持の緩和
- ③死亡時まで株式を所有しないと猶予措置が免除されないこと

(2)親族外承継も重要な課題であり、税制面を含めた所要の措置の検討を求める。

(3)中長期的には欧州主要国並みの本格的な事業承継税制の確立が不可欠であり、わが国においても「事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用資産を軽減あるいは控除する制度」の創設を要望する。

全国中小企業団体中央会(「平成25年度中小企業関係税制改正最重要要望項目」より抜粋)

- ・事業承継税制が、後継者難に苦しむ中小企業に広く活用されるよう(中略)、役員の退任及び雇用維持の要件緩和等を行うこと。
- ・事業承継を妨げることになる相続税課税強化は行わないこと。

事業承継税制に関する中小企業関係者からの要望②

全国商工会連合会（「平成25年度中小企業関係税制改正要望＜重点要望項目＞」より抜粋）

3. 小規模事業者に配慮した事業承継税制の抜本的な見直し

現行の事業承継税制について、雇用の8割維持並びに先代経営者の役員退任要件を緩和するとともに、親族外承継、さらには事業主個人が担保に供した資産への対象拡大など、小規模事業者が活用できるよう同制度を抜本的に見直すこと。

「“ちいさな企業”未来会議」における意見

- 経営承継円滑化法ができあがって制度としては広がったが、非常に使い勝手が悪く、地方で使えるところは限られている。（愛媛県松山市）
- 雇用に連動している部分、もしくは担保提供している部分、もしくは連帯保証している部分の相続税については、政策の方で是非御一考いただいて、企業が安定して継続できるような御配慮をいただければと思っております。（東京都）
- 事業承継税制は、非常に使い勝手が悪いので改善してほしい。（富山県高岡市、埼玉県さいたま市）
- 相続税という爆弾が待っていて、最後は全然ハッピーではない。（埼玉県さいたま市）
- 5年間くらい報告義務があったり、いろいろ大変なことがある。そういう意味で、もうちょっと使いやすく、減税幅が大きな制度にしてもらいたい。（東京都）

事業承継税制の見直しの方向性① ～少なくともドイツ並みへ～

(雇用要件)

- 景気変動など経営者には如何ともしがたい外的要因もある中で、現行制度は要件未達成時のペナルティが過大。雇用要件(5年間8割)を5年平均で評価するとともに、未達成時は要件を下回った分だけ納税する方式に変更すべき。

(免除までの期間)

- 雇用要件義務期間の5年を経過すれば納税を免除する仕組みに見直すべき。

(役員退任要件)

- 金融機関や取引先に対する信用の維持は経営承継の大きな課題。先代経営者が代表者を退任した後、有給役員を継続できるように見直すべき。

(親族外承継)

- 後継者難もあり、今後、親族外承継が中小企業事業承継の有力な選択肢に。地域雇用を支える中小企業の新たな担い手を増やすべく、親族外後継者への遺贈・贈与(低額譲渡含む)を納税猶予の対象にすべき。

我が国の事業承継税制は主要国と比べ要件が厳しい

国名	相続税の基礎控除	非上場株式の評価軽減割合	雇用要件義務期間	雇用要件の評価方法	雇用要件未達成時の部分納付	免除までの期間	先代の役員継続	親族外承継
日本	5,000万円＋ 1,000万円×法定相続人数	80%軽減	5年	×	×	後継者死亡等 まで	×	×
ドイツ	配偶者: 5,100万円(50万ユーロ) 子: 4,080万円(40万ユーロ)	85%軽減	5年	○	○	5年	○	○
フランス	配偶者: 免除 子: 1,625万円(159,325ユーロ)	75%軽減	なし	—	—	4年	○	○
イギリス	配偶者: 免税 基礎控除: 4,128万円(32.5万ポンド)	100%軽減	なし	—	—	即時	○	○
アメリカ	4億円(500万ドル)	—	—	—	—	—	—	—

事業承継税制の見直しの方向性② ～事業承継税制の対象の拡大～

(小規模会社の負担軽減)

- 小規模会社にとって、経営承継円滑化法に基づく認定手続や税務署等への継続的な報告は、事務負担が大きい。小規模会社の保有する事業用土地の減額特例を設けるべき。

(担保不動産の納税猶予対象化)

- 会社の事業資金借り入れのため、経営者個人の不動産を担保に提供する必要が生ずることも多い。会社の事業資金の担保に供されている不動産も納税猶予の対象とすべき。

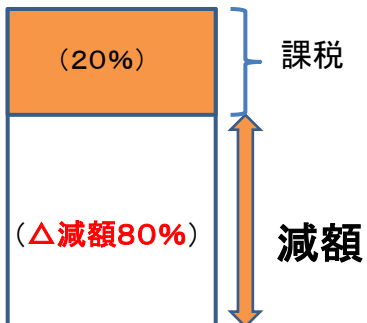
個人事業の場合
(小規模宅地の特例)



事業用土地を相続

事業用土地(400㎡まで)
の80%減額

<事業用土地にかかる相続税>



小規模会社(※)の場合
(今回要望する特例)

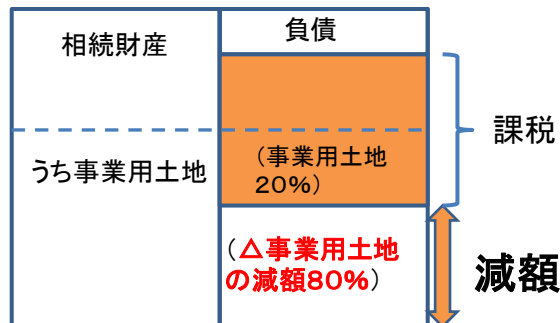
(※)従業員20名以下



事業用土地を所有する非上場
会社の株式を相続

株式評価額から事業用土地
(400㎡まで)の80%減額

<株式にかかる相続税>



経営者の個人資産を
担保に供している企業の割合

